

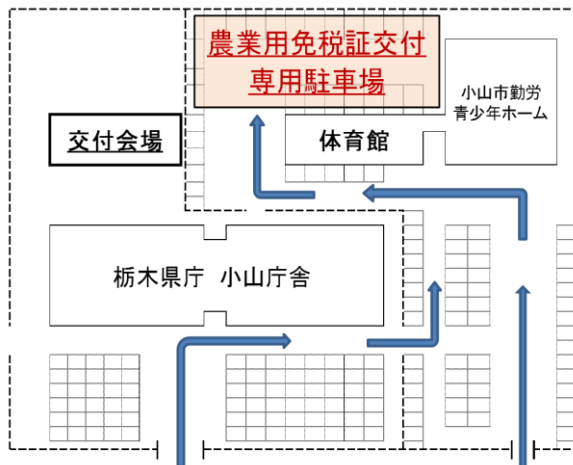
《小山市にお住まいの方》

令和3(2021)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。
今年度も、**栃木県庁小山庁舎（福利厚生棟2階）**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりです。交付を希望する方は、ご確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区および会場案内図（小山庁舎：小山市犬塚3-1-1）

受付日	受付時間・対象地区	
	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~15:30)
令和3(2021)年 1月7日(木)	中地区	大谷地区
1月8日(金)	寒川地区	穂積地区
1月12日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月13日(水)	豊田地区 (両毛線南側)	豊田地区 (両毛線北側)
1月14日(木)	生井地区	絹地区
1月15日(金)	間々田地区	桑地区



- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
- ※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。
- ※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 免税軽油使用者証 (2) 印鑑 (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。） (4) 使用者証更新手数料 420円（※新規申請及び使用者証更新の場合） (5) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。 |
|---|

- 注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
 ②令和3(2021)年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。
 ③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
 ④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
 ⑤受委託の方は、耕作証明書の発行に時間がかかるため、お早めに農業委員会で申請手続きを行ってください。

3. 問い合わせ先

- 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 Tel.0282-23-6882
- 小山市農業委員会事務局 Tel.0285-22-9242（耕作証明書について）